

浜松市避難所運営マニュアル【概要版】

「浜松市避難所運営マニュアル」は避難所運営のあり方を定め、広く関係者に周知することで、迅速に被災者支援を進めることを目的に作成しました。マニュアルは避難所の防災倉庫などに配置してあり、浜松市のHPでも見ることができます。本編・チェックリスト・様式集の3冊で構成され、避難所の開設から閉鎖までの手順と、運営に必要な書類の様式をまとめています。

基本方針



避難所は、避難者の自主運営を原則とします。

自
地
施

避難所運営委員会を
早期に立ち上げましょう

避難所の開設は、「自主防災隊・地区防災班（市職員）・施設管理者」が中心となって行います。

開設後は避難者の皆さんのが中心となり、避難所運営委員会を早めに立ち上げ、自主運営体制へ移行します。委員会立ち上げ後は、「自主防災隊・地区防災班・施設管理者」は避難所運営のサポートをします。

市（区）災害対策本部は
避難所運営を支援します

市（区）は避難所と連絡を取り、食料や物資の支援をします。
保健師を派遣するなど、避難者の心身のケアについても対応します。

助けが必要な人や男女の違いに配慮します。

要配慮者とは

高齢者、障がいのある人、妊娠婦、乳幼児、外国人など、災害時に自力で避難することが困難で、配慮や支援が必要な人たちを言います。

男性と女性、両方の
視点を取り入れましょう

集団生活でプライバシーを守る配慮はとても大切です。
運営委員会は必ず女性も参加し、男女それぞれの視点を取り入れます。
更衣室や洗たく場、トイレなどは必ず男女別のスペースを設置し、
女性用品は女性が配布するなどの配慮をしましょう。

避難所について平時から地域で話し合っておきます。

自
地
施

事前に手順や役割を
共有しておきましょう

「自主防災隊・地区防災班・施設管理者」の三者が、平時から避難所の運営について話し合っておく必要があります。
特に、避難所開設の初動対応や、津波避難の手順など地域の特性について情報を共有しておくことが大切です。

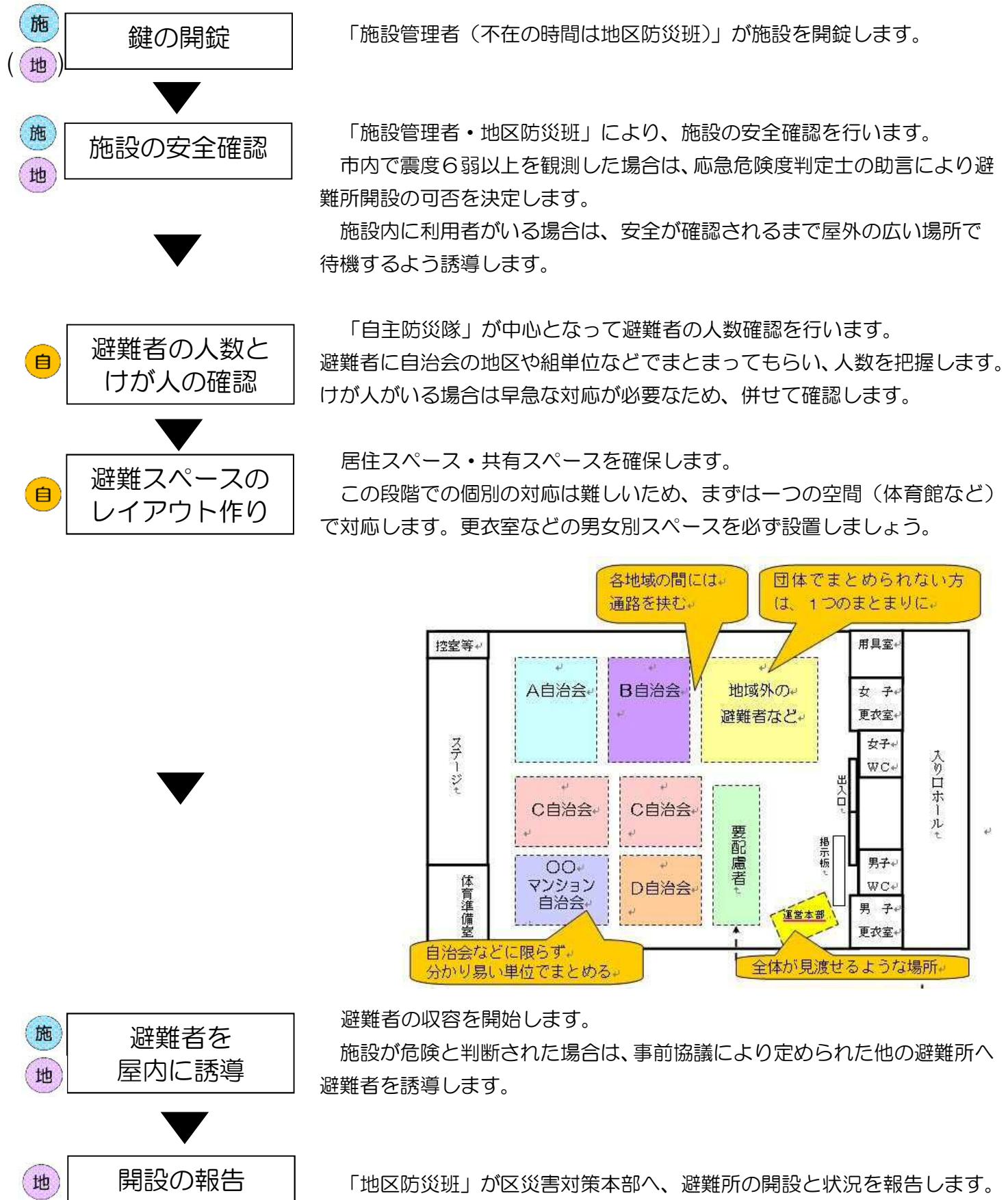
自

物資や資機材は
定期的に点検しましょう

浜松市や自主防災隊が備蓄する物資や資機材は、防災訓練などの機会に定期的に点検や数量確認をしておきましょう。

避難所運営の流れ

■避難所の開設



■避難所運営の体制づくり

自

地

運営本部の設置

全体が見渡せる場所に、運営本部を設置します。避難所運営の中心となる場所です。わかりやすく運営本部という掲示をしましょう。

受付の設置 名簿の作成

少し落ち着いたところで、受付を設置します。世帯状況報告書などはここで配布して記入してもらい、回収して避難者名簿を作成・管理します。

物資の確認

すぐに必要な資機材や備蓄品について、確認を行います。

- (例)・発電機、簡易トイレ、救急セット、地域防災無線などの資機材
・アルファ化米、飲料水などの食料

■避難所運営委員会の立ち上げ

避
自

避難所の運営を本格的に開始するため、避難者が中心となり避難所運営委員会を立ち上げます。最終的には避難者の皆さんによる自主運営を目指しますが、立ち上げ時は自主防災隊等のサポートを受けましょう。

避難所運営委員会

委員長・副委員長

活動グループ

- 総務グループ長
被災者管理グループ長
防火・防犯グループ長
情報・広報グループ長
食料・物資グループ長
衛生グループ長
救護グループ長

地域グループ（組）

- 組長（A 自治会）
組長（B 自治会）
組長（●●マンション住民）
組長（地域外の避難者）
組長（在宅避難者）

※在宅避難者についても地域グループをつくり、情報が行き届くようにしましょう。

まずやること 一役割の分担を決めましょう

①避難所運営委員会の委員長・副委員長を選出

②地域グループ（組）の組長を選出

地域グループ（組）は、**避難所の区画（スペース）ごとのまとまり**で構成されるものです。
地域グループの組長とは、自治会の組長のことではありません。**その区画の代表者**となって
グループ員の意見をまとめたり、情報を伝えたりする役割の人です。

③各活動グループ員を選出

各地域グループ（組）の中で話し合い、7つの活動グループの担当者（グループ員）を決定します。

④活動グループ長を選出

活動グループ員が決まったら、各活動グループの中でグループ長を選出します。

ポイント

*各役割は交代制として、特定の人に負担がかからないようにしましょう。

交代する時は情報を共有し、円滑に引継ぎできるよう心掛けます。

*必ず女性も参加しましょう。男女がバランスよく参加することが大切です。

■運営全般の調整

避難所運営委員会を立ち上げたら、委員長・副委員長・活動グループ長・地域グループ組長が集まり運営会議を行います。

会議は毎日1回以上（初期は2回以上）行い、避難所内のルールの決定や状況の報告、問題への対処などを話し合います。話し合った内容は、各グループ長からグループ員に周知しましょう。

■各活動グループの主な役割

総務グループ

- 運営会議の調整
- 在宅避難者の支援
- 避難所スペースの配置
- ボランティアとの連携
- 避難所の長期化対策、集約・閉鎖への対応（区本部と調整）



活動のポイント

自治会に属さない人の配置について

地域外の避難者や、マンションの住民など自治会に属さない人が孤立しないよう配慮します。

防火・防犯グループ

- 避難所のルールの周知
- 見回り体制の割振り
- 火器取扱いの管理
- 防犯対策

防犯対策について

死角となっている場所や暗い場所はないか、注意が必要です。居住スペース以外は夜間も消灯しないようにしましょう。
また、開放している入口付近に受付を設けて外来者を確認するようにし、夜間は出入口を原則として閉鎖します。

被災者管理グループ

- 避難者名簿の作成と管理
- 在宅避難者の名簿管理
- 一時外泊者の対応
- 郵便・宅配便の取次ぎ
- 入退所者の管理

避難者名簿の管理について

名簿の公開の可否については、1人1人に必ず確認をします。DV等の配慮が必要な避難者については名簿を別に作成するなど、公開を希望しない人の情報管理には特に注意し、家族を名乗る人からの問い合わせでも本人への確認なしに公開してはいけません。

情報・広報グループ

- 区災害対策本部への報告（地区防災班経由）
- 災害復旧や支援情報の発信（地区防災班経由）
- マスコミ対応

掲示する情報について

小さな子供や外国人にも内容がわかるよう、簡単な日本語を使います。防災倉庫内にある「災害時外国語表示シート」を活用しましょう。

食料・物資グループ

- 食料・物資の必要数を把握
- 物資の調達（区本部への要請）・管理・配布

救護グループ

- けが人の応急手当
- 病人の対応（医療機関への搬送手配）
- 要配慮者への対応（福祉避難室の開設など）
- 福祉避難所への受入要請（区本部と調整）

衛生グループ

- 水の確保（飲料水・生活用水）
- トイレの確保と設置
- 衛生環境の整備（ごみ出し場所や清掃の確認）
- ペット対応（場所の確保、ルールの決定・周知）



物資の配布について

食料の配布の際は、食物アレルギーのある避難者に配慮します。

また、女性用の物資は、可能であれば別にスペースを設け、女性が配布するようにしましょう。

福祉避難所について

体育館等での生活が難しい避難者は、福祉避難所への移動を検討します。

移動の手配ができるまでは、教室などの使える別室を福祉避難室として優先的に確保します。

ペットの管理について

ペットを飼っている人は、避難者と話し合い避難所の敷地内にペットスペースを設置します。飼い主は必ずペット管理担当となってルールを定め、飼育体制は自主運営します。

■地域グループ（組）の役割

○地域グループ（組）は、活動グループの支援を行います。

活動グループの決定のもと、炊き出し、水の確保、清掃、見回りなどを交代制で実施します。

また、地域グループの使用スペースは、各自で清掃するなどして環境整備に努めましょう。

避難所の集約と閉鎖に向けて

■避難所施設の本来の機能回復へ

ライフラインの復旧や避難者数の減少、仮設住宅の確保など支援のはじまりに合わせて、避難所の集約や閉鎖について検討していきます。

避難所となっている施設は、それぞれ本来の機能があり、災害の復旧に合わせて機能を回復する必要があります。

閉鎖や集約の方針は運営委員会で話し合い、避難者にも隨時情報を共有し、前もって説明を行います。しばらく生活した避難所を離れるることは避難者にとって大きな負担となりますから、理解と協力を得られるよう丁寧に説明をし、支援が必要な人がいる場合は配慮・対応をします。

区本部との調整

- ・区内の他の避難所との集約
- ・他の施設への合流

運営委員会で話し合い

- ・復旧の状況
- ・仮設住宅など支援状況の情報を共有

集約・閉鎖

- ・避難者が協力して清掃
- ・退所、引越し